

## 今治市雇用環境整備支援事業費助成金【募集要領】

### 【申請受付期間】

令和9年2月10日(火)

※助成金の対象となる事業期間は、令和7年12月16日から令和9年2月10日までとし、期間内に、契約(発注)、着工、支払及び引き渡しがすべて完了している事業を対象とする。

【交付対象事業】 市内企業等が従業員の労働環境及び居住環境の向上に資する施設整備に要した経費であって、契約(発注)、着工、支払及び引き渡しがすべて完了している事業。

※市外にある事業所等の整備は対象外となります

ただし、次に掲げる経費については交付対象としない。

- (1)機能向上を伴わない修繕経費
- (2)土地の購入費
- (3)その他助成金の趣旨・目的に照らして市長が特に除外するものと認める経費

### 【補助率及び上限額】

補助率	助成金上限枠
1/2	1事業者あたり2,000万円

※交付対象経費100万円以上の事業に限ります

※交付決定は先着順ではありません。

**受付期間終了後、申請総額が予算額を上回った場合は、すべての事業者を対象に一斉に按分・減額を行います。**

**申請状況によっては、助成金額が申請額の半額以下など、大幅に減額となる可能性があります。**

【交付対象者】 市内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主

【対象期間】 令和7年12月16日から令和9年2月10日までとし、期間内に、契約(発注)、着工、支払及び引き渡しがすべて完了している事業

【申請方法】 産業振興課に持参していただくか郵送で下記申請先へご提出ください。

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。提出書類に不備や不足が無いようご注意ください。書類が整わない場合は、申請は受理せず返却いたします。

※本助成金の申請は、1事業者につき1回限りとします。

※複数の屋号を使用している個人事業主も申請は1件のみです。

※複数事業、複数施設の合算申請も可能です。

### 【申請先・問合せ先】

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 今治市産業部産業振興課 宛

※郵送の場合は封筒に「今治市雇用環境整備支援事業費助成金申請書 在中」と記載してください。

今治市産業部産業振興課 電話:0898-36-1540 メール:sangyou@imabari-city.jp

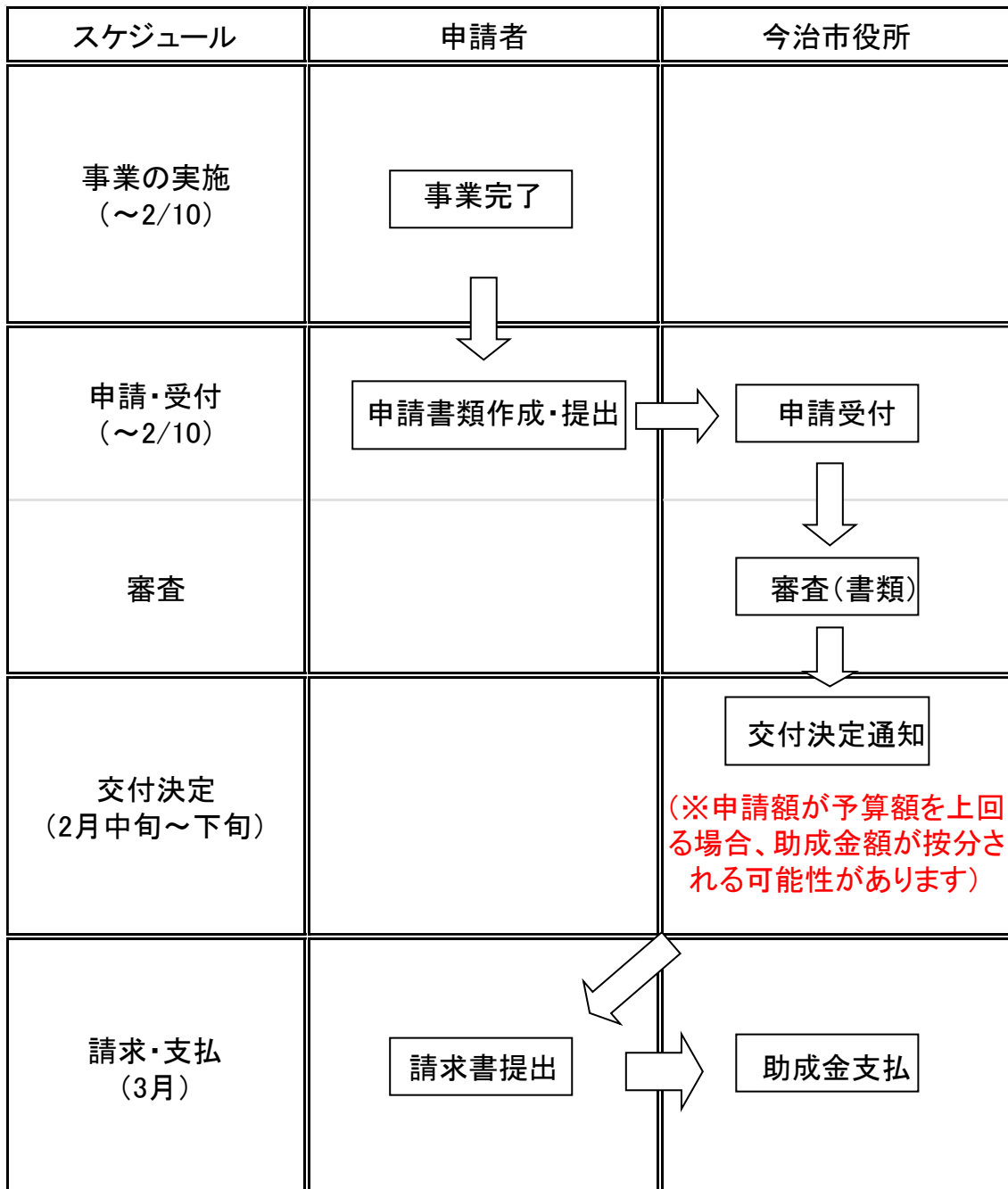
-目 次-

1	目的	2
2	助成金交付までの流れ	2
3	交付対象者の範囲	3
	(1) 対象者となりうる者	3
	(2) 対象者とならない者	3
4	交付対象事業	3
5	補助率及び上限額	4
6	交付対象経費	4
	(1) 交付対象事業及び経費	4
	(2) 交付対象外の事業及び経費	5
	(3) 交付対象事業者が行う交付対象経費の支払い方法について	5
	(4) 交付対象経費の妥当性について	5
7	対象事業実施期間	5
8	申請方法	5
9	申請手続き	6
	(1) 提出先	6
	(2) 受付期間	6
	(3) 申請に必要な書類の入手方法	6
	(4) 申請に必要な書類	6
	(5) 審査結果の通知	6
10	問合せ・相談先	6
11	重要説明事項(交付対象事業者が交付決定後に遵守すべき事項)	6
	(1) 事業計画内容や経費の配分変更等	6
	(2) 助成金の交付	6
	(3) 取得財産の処分の制限	7
	(4) 交付対象事業の経理	7
12	留意事項	7
	注意事項	7
	1. 交付対象について	7
	2. 提出書類について	7
	申請書等記入例	8

## 1. 目的

長引く物価高騰に伴う建築又は改修コストの高騰を受けた市内事業者の負担の軽減を図り、深刻な人手不足への対処並びに従業員の確保及び定着に資する雇用環境整備事業の経費の一部を支援します。

## 2. 助成金交付までの流れ



(1) 交付申請

今治市 HP より申請書様式をダウンロードし必要事項を記載の上、関係書類を添えて提出してください。不備および交付対象事業に適合しない場合は受付いたしませんのでご注意ください。

(2) 交付決定

交付申請で提出された書類により交付対象事業に適しているかどうか審査を実施します。交付決定は先着順ではありません、予算額を上回る申請があった場合、各事業者の助成金交付対象額を基準として按分された額を交付の上限といたします。

※減額分の差額は自動的に「自己資金の増額」として処理いたします(収支決算書の再提出は不要です)

(3) 助成金の支払

交付決定通知書を送付後、請求書をご提出いただいた上で指定の口座に助成金を支払います

### 3. 交付対象者の範囲

(1) 対象者となりうる者

市内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主であって、次の各号のいずれにも該当しない者。

(a)今治市暴力団排除条例(平成 22 年今治市条例第 50 号)に規定する暴力団又は暴力団と関係がある者等

(b)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者

(c)市税等の滞納がある者

(2) 対象者とならない者

医師、歯科医師、助産師、個人農林漁業者、協同組合等の組合、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、申請時点で開業していない創業予定者(開業届上の開業日が申請日よりも後の場合を含む。)、任意団体その他市長が適当でない判断したもの

### 4. 交付対象事業

市内企業等が従業員の労働環境及び居住環境の向上に資する施設整備に要した経費であって、契約(発注)、着工、支払及び引き渡しが生きて完了している事業。

ただし、次に掲げる経費については交付対象としない。

(1)機能向上を伴わない修繕経費

(2)土地の購入費

(3)その他助成金の趣旨・目的に照らして市長が特に除外するものと認める経費

## 5. 補助率及び上限額

補助率	交付上限
1/2	1 事業者あたり 2,000 万円

※助成金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

※事業費総額下限額 交付対象経費 1,000,000 円以上

## 6. 交付対象経費

交付対象となる経費は、次のとおりとなります。

### (1) 交付対象事業及び経費

交付対象事業	交付対象経費	
令和7年12月16日から令和9年2月10日の間に実施された従業員の労働環境及び居住環境の工事に資する施設整備	施設整備・取得費	<p>従業員の労働環境・居住環境の向上を目的とする、施設・建屋の新築、増改築、改修に要する経費(工事本体費用及び電気・空調・給排水等の付帯設備工事費用)、又は従業員寮又は社宅等として供する建物の購入に要する経費(建物本体費用のみ)</p> <p>※土地の購入費、購入に係る諸経費(仲介手数料、登記費用、不動産取得税等)については対象外</p> <p>※従業員寮又は社宅等の整備及び取得(新築、増改築、改修又は購入をいう。)を伴うものについて、法人の役員並びに個人事業主本人若しくは法人の役員並びに個人事業主本人の三親等以内の親族(配偶者、子、父母、兄弟姉妹等をいう。)が入居するものは対象外</p>
	設計・監理費	上記施設整備に直接不可欠な、建築設計、施工監理、確認申請手続き等に要する経費
	撤去・処分費	交付対象となる施設整備を行うに伴い発生する、既存設備の解体、撤去、及び廃棄物処分に要する経費
	備品購入費	<p>雇用環境の整備・向上に直接必要不可欠な物品・機材・什器の購入に要する経費</p> <p>※購入のみを対象とし、リース・レンタル料等は対象外。ただし、当該備品の購入に直接付随する運搬費及び設置(据付)費用は対象に含む。</p>

○交付対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額です。

## (2) 交付対象外の事業及び経費

### 対象外となる例

- ① 自社内部の取引によるもの
- ② 要件を満たさないもの(見積書(明細)、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの)
- ③ 国・県・市町村等の他の補助金等により、補助対象経費としたもの
- ④ 老朽化による単なる買い替えや取り換えの費用
- ⑤ 導入済みのソフトウェア等に対する更新費、追加購入ライセンス費
- ⑥ 金融機関などへの振込手数料(ただし、発注先が負担する場合は対象とする)等、代引手数料
- ⑦ ポイントカード等によるポイント又はそれに類する割引サービス等を利用した場合は、その割引分
- ⑧ ポイントカード等によるポイント等を付与された場合は、その付与されたポイントに相当する額
- ⑨ 助成金の応募書類、事業報告書の作成、送付、手続きに関する費用
- ⑩ 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- ⑪ 中古品の購入(ただし、購入物品が中古品でなくてはならない特別な事由がある場合はこの限りではありませんので、事前にご相談ください。)
- ⑫ 土地の購入費、借り上げ費用等、交際費、食糧費、通信運搬費、光熱水費、人件費(自社職員)、旅費(自社職員)
- ⑬ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- ⑭ 今治市の区域外(市外)に所在する事業所、工場、店舗、社員寮等の施設整備および備品購入に係る経費
- ⑮ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切とみとめられる経費など

### (3) 交付対象事業者が行う交付対象経費の支払い方法について

交付対象経費の支払方法は銀行振込みで行ってください。現金決済のみの取引を除き、1件 10 万円超(税抜き)の支払いは、現金支払いは原則認められません。なお、小切手、手形、売掛金及び買掛金の相殺等による決済または、原則カード決済は認められません。

### (4) 交付対象経費の妥当性について

申請にあたっては、実施する事業内容にかかる経費が、本助成金の交付対象経費に該当するか、十分に確認のうえ、申請してください。交付対象外経費が含まれた状態で採択されても、当該経費は本助成金の対象となりません。

## 7. 対象事業実施期間

令和7年12月16日～令和9年2月10日

(対象事業は、令和9年2月10日までに支払いや納品を含む全ての事業が完了している必要があります。)

## 8. 申請方法

原則、相談窓口にて申請内容を相談後、申請書類を提出してください。

## 9. 申請手続き

### (1) 提出先

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 今治市産業部産業振興課

### (2) 受付期間

令和9年2月10日(火)まで 当日消印有効

### (3) 申請に必要な書類の入手方法

今治市役所ホームページ(下記 URL)からダウンロード

今治市役所 URL:<https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/>

### (4) 申請に必要な書類(審査にあたり、提出の整わない場合は受理せず返還いたします。)

- ① 今治市雇用環境整備支援事業費助成金交付申請書兼実績報告書(様式1号)
- ② 誓約書(様式1-1号)
- ③ 事業報告書(様式1-2号)
- ③ 収支決算書(様式1-3号)
- ④ 市税完納証明書(今治市役所納税課もしくは各支所住民サービス課で取得してください。(有料))
- ⑤ 法人においては履歴事項全部証明書(申請日より3か月以内に発行されたもの)、個人事業主においては前年の確定申告書の写し、もしくは開業届のいずれか1つ(別途「12留意事項」をご確認ください。)
- ⑥ 工期及び日付の確認書類(工事請負契約書又は発注書・請書の写し、及び引渡書の写し)
- ⑦ 施工実態の確認書類(施工箇所の着工前、及び完了後のカラー写真等)
- ⑧ 金額及び支払の確認書類(施工業者からの請求書内訳明細の写し、及び金融機関の振込受取書又は通帳の該当ページの写し)
- ⑨ その他市長が必要と判断したもの

## 10. 問合せ・相談先

今治市役所産業振興課

電話番号:0898-36-1540(平日8:30~17:15)

## 11. 重要説明事項

以下の条件等を遵守してください。

### (1) 助成金の交付

助成金は経理上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

### (2) 取得財産の処分の制限

交付対象者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間を経過するまで、あらかじめ取得財産処分申請書(様式第3号)により、市長の承認を受けなければ、助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し

付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはなりません。

また、市長の承認を受けた財産の処分により収入を得たときは、交付した助成金の範囲内で、その収入の全部又は一部を納付していただく場合があります。

### (3) 交付対象事業の経理

交付対象事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。また、本事業に関する経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、交付対象事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

## 12. 留意事項

- ① 交付対象事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は交付対象事業者に帰属します。
- ② 交付対象事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により助成金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ③ 交付対象事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例: 他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、助成金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み助成金の全額返還(加算金付き)等の処分を受ける可能性があります。
- ④ 本助成金の交付を受けた事業者は、本施策の PR 等について本市から協力要請があった場合、可能な限り情報提供などのご協力をお願いします。
- ⑤ 本募集要項に記載されていない、要件等の細部については、今治市からの指示に従うものとします。

### 注意事項

以下のことについて特に注意してください。

#### 1. 交付対象について

◆汎用性があり、主として目的外使用となり得る設備等は対象外です。

(パソコン、タブレット、プリンタ、有線・Wifi ルーター・LAN 等の通信機器等の事務用機器)

#### 2. 提出書類について

・見積書は、一式いくらなどとひとまとめに記載せず、内訳や明細など、各設備代や工事費などを分けて記載してください。

#### ◇個人事業主の添付書類について(いずれか一つ)

・前年の確定申告書(税務署受付印のあるもの)の写し

(電子申告をした方は「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受付印の代用として添付)

確定申告書を書面提出した方で表紙に税務署受付印がない場合、税務署が発行する「納税証明書」(コピー不可)を追加提出

・開業届(税務署受付印のあるもの)の写し(※前年の確定申告書が提出できない場合)

# 記入例

別記様式第1号（第5条関係）

ア 交付申請書（様式1号）

今治市雇用環境整備支援事業費助成金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

今治市長 様

申請される日の日付を記入してください。

所在地 今治市別宮町 1-4-1  
商号又は名称 (株)いまばり  
代表者職氏名 代表取締役社長 今治 太郎

標記助成金に係る事業を下記のとおり実施したので、今治市雇用環境整備支援事業費助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 20,000,000 円
- 2 事業実施期間 令和 7 年 12 月 16 日 ～ 令和 9 年 1 月 30 日
- 3 添付書類
  - (1) 誓約書（様式第 1-1 号）
  - (2) 事業報告書（様式第 1-2 号）
  - (3) 収支決算書（様式第 1-3 号）
  - (4) 助成金対象経費に係る工事請負契約書（写）等の算出根拠資料
  - (5) その他附属書類

## 誓 約 書

私は、「今治市雇用環境整備支援事業費助成金」(以下「助成金」という。)の交付を申請するにあたり、次の内容について誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を国、警察、税務機関に提供することについて同意します。

- 1 申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、助成金の返還等に応じます。
- 2 今治市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、国等が行う訪問調査に協力します。
- 3 助成金の申請等に係る帳簿及び証拠書類は、助成金交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、今治市からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出します。
- 4 助成金で申請する対象経費は、国、都道府県、市区町村、その他団体が実施する補助金等の交付を受けていません。
- 5 助成金の対象となる従業員寮又は社宅には、法人の役員並びに個人事業主本人若しくは法人の役員並びに個人事業主本人の三親等以内の親族(配偶者、子、父母、兄弟姉妹等)を入居させません。また、将来にわたりこれらの方が入居したことが判明した場合は、支給決定の取消し及び助成金の返還命令に無条件に従います。
- 6 次のいずれにも該当しません。
  - (1) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)に規定する暴力団又は暴力団と関係がある者等
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者
  - (3) 市税等の滞納がある者

令和○年○月○日

今治市長 様

所在地 今治市別宮町 1-4-1

商号又は名称 (株)いまばり

代表者職氏名 代表取締役社長 今治 太郎

本補助金に関する連絡担当者の職  
(担当) 氏名・電話番号を記入してください。

担当者

職(担当) 製造部 係長 氏名 今治一郎

電話番号 0898-36-1540

## 事業報告書

1 助成金申請額 金 20,000,000 円

## 2 事業実施期間

令和 7 年 12 月 16 日 から 令和 9 年 1 月 30 日 まで

※事業の開始は発注、契約等を行った日、事業の終了は支払等が完了した日

## 3 申込事業者の概要

(フリガナ)	カ) イマバリ
名 称	株式会社 今治
本店所在地	〒794-8511 今治市別宮町 1-4-1
交付対象事業の 実施場所	〒△△△-△△△△ 今治市××町〇〇
従業員数	〇人
法人番号 (13 桁) ※1	0000000000000
業 種	製造業
連絡担当者	住 所：今治市別宮町 1-4-1 部 署：製造部 役 職：係長 氏 名：今治一郎 電話番号：0898-36-1540 E-mail : sangyou@imabari-city.jp

※1 法人の場合、法人番号を記載。個人事業主は「なし」と明記

## 4 事業の内容（※必要に応じて行を追加すること。）

(1) 自社の概要
現在の自社の事業概要を記載 <p>(例) 当社は今治市内で船舶用部品の製造・修繕を営む中小企業（従業員 25 名）です。          現在、「若手・女性人材の採用難と離職」が最大の経営課題ですが、築 30 年の工場付帯施設（男女共用の和式トイレ、老朽化した社員寮）が求人・定着の大</p>

きなボトルネックとなっていました。  
労働環境の抜本的な改善が急務であったものの、近年の建築資材や労務費の暴騰により投資費用が当初予定の1.5倍に跳ね上がり、自社単独での実施には過大な負担を強いられていました。

## (2) 交付対象事業の概要

交付対象事業で取り組む設備導入等の概要について記載

指定期間内に以下の雇用環境整備（施設整備・備品購入）を実施しました。

① 施設整備・取得費（職場トイレ改修）：従来の男女共用和式トイレを解体し、「完全男女別・温水洗浄便座（洋式）」へリフォームし、あわせて冷暖房完備の休憩室を新設しました。

② 備品購入費（休憩室用什器）：新設した休憩室に一体不可分として配置する「個人用ロッカー」や「熱中症対策用の大型空調機（単価50万円以上）」を購入・設置しました。

## (3) 交付対象事業の効果（見込み）

事業の得られる効果について記載

（例）本事業によるトイレの男女別化や社員寮の刷新を求人票等で積極的にアピールし、今後3年間で「若手・女性の新規採用者を3名以上増加」させることで、深刻な人手不足の解消を図ります。

また、職場・居住環境の快適性が向上することで若手社員の就業満足度を高め、近年課題となっていた若手離職率を低下させ、地場産業を支える人材の定着へと繋がります。

## 5 支出経費の明細等

単位：円

No.	経費区分	支払年月日	経費の内容	支払額	交付対象経費 (税抜き)
A	施設整備・取得費	R8. 4. 1	トイレ改修費	11,000,000	10,000,000
B	設計・監理費	R7. 12. 25	〇〇設計費	5,500,000	5,000,000
C	撤去処分費	R8. 1. 31	△△撤去・処分費	5,500,000	5,000,000
D	備品購入費	R9. 1. 31	個人用ロッカー	5,500,000	5,000,000
E	施設整備・取得費	R8. 12. 10	従業員寮整備費	55,000,000	50,000,000
F					
G					
H					
I					
	合計①				75,000,000
	助成金交付申請額(①×1/2) ※上限20,000,000円				20,000,000

※経費区分は、「施設整備・取得費」「設計・監理費」「撤去・処分費」「備品購入費」のいずれかを記入すること。

- ※事業の開始がわかる証拠書類、支払の請求を受けたことがわかる証拠書類、支払を行ったことがわかる証拠書類を添付すること。
- ※必要に応じて行を追加すること。
- ※助成金交付申請額は千円未満を切り捨てること。

## 記入例

## 収支決算書

エ 収支決算書 (様式 1-3 号)

## 【収入の部】

(単位：円)

区 分	決算額	備考
今治市助成金	20,000,000	
自己資金	2,500,000	
借入金	60,000,000	
その他		
合計	82,500,000	

## 【支出の部】

(単位：円)

区 分	決算額	左のうち交付対象経費
労働環境整備支援事業 (税抜き)	75,000,000	75,000,000
その他の経費 (税抜き)		
消費税及び地方消費税	7,500,000	
合計	82,500,000	

※ 【収入の部】 の合計額と 【支出の部】 の合計額は一致させること。